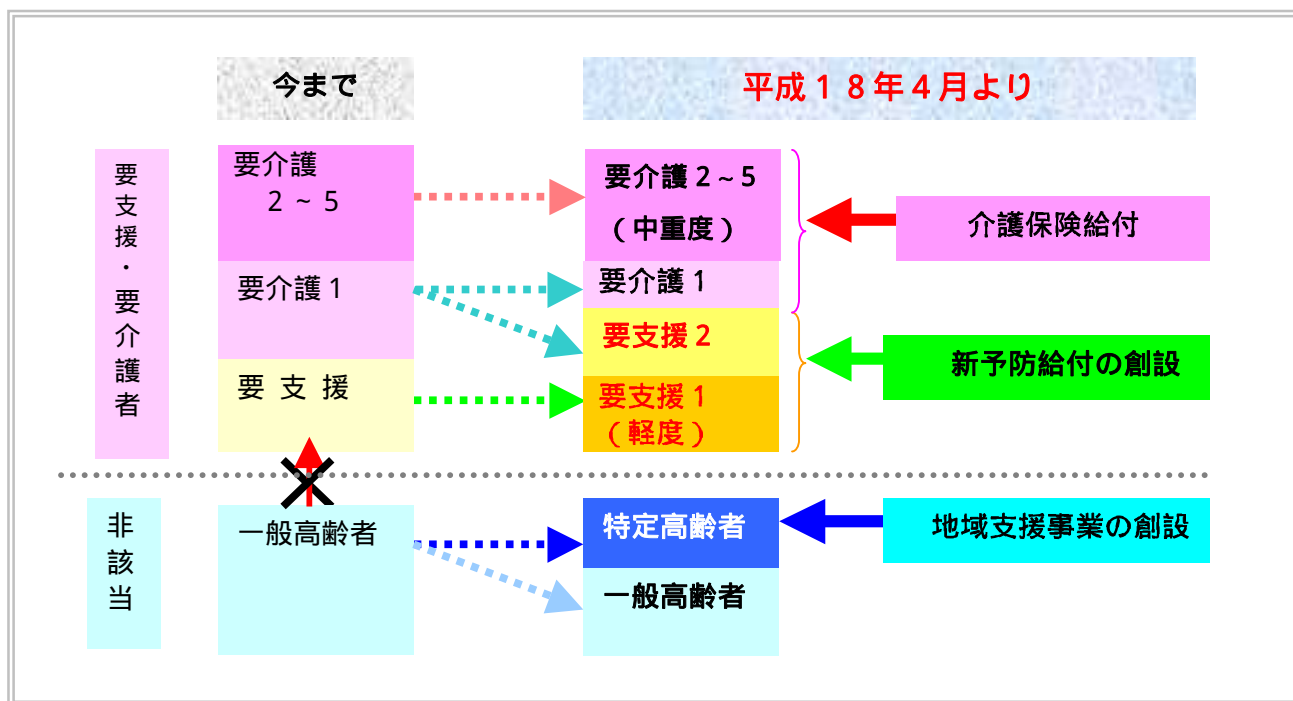


# 平成18年度から介護保険が変わります！

居宅介護支援事業所

平成18年4月から介護保険の創設時の状況に比べ、軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加や軽度者に対するサービスが状態の改善につながっていない等の課題があり、これらを改善するために、介護保険の一部改正が行われます。新しく、**新予防給付の創設** **地域支援事業の創設**を行い、「**予防重視型システムへの転換**」など図ることになります。（本告 信子）



## 新予防給付

今までの、介護保険認定で要支援と要介護1と認定された方の中で、平成18年4月からの認定審査会などで、**要支援1**と**要支援2**に認定を受けた方が受けるサービス。

主に、

- 介護予防デイサービス
- 介護予防リハビリテーション
- 介護予防訪問介護（ヘルパー）
- 介護予防福祉用具レンタル・購入

## 地域支援事業

ADL 訓練事業（リフレッシュデイ）が変わります。

	今まで	平成18年4月から
対象者	介護認定を受けていない方 介護度が軽く、会場まで来て一緒に参加できる方	特定高齢者（何もしないと介護状態になってしまう方・虚弱高齢者）
内容	体操・手芸・レクリエーションなど	運動機能の向上・栄養指導・口腔ケア など
会場	大竹市内9ヶ所	大竹市内5ヶ所（大竹・小方・玖波・栗谷・阿多田）